

特集「オリンピックとアンチ・ドーピング」

## オリンピックとアンチ・ドーピング政策<sup>1</sup>

日比野 幹生（スポーツマネジメント学部／体育スポーツ科学系）<sup>2</sup>

### Abstract

Winning Olympic medals is an important subject in business and politics for many developed countries. In recent years, winning medals at Olympic Games has become more competitive. As a result, doping cases have become more complex and vicious around the world. The purpose of this study is to explore trends and current issues on anti-doping policy. This study revealed that the traditional WADA's anti-doping policy by doping tests and sanctions has not been implemented effectively. In addition, in Japan, the enactment of policy for intentional doping is strongly required as developed countries where the elite sport is actively promoted.

### 抄録

多くの先進国では、オリンピック競技大会におけるメダル獲得は政治的・ビジネス的に重要命題である。近年、メダル獲得競争はますます激化し、世界各地では複雑で悪質なドーピングが問題となっている。このため、本論では、オリンピック競技大会をめぐり起きているドーピングの撲滅を目指すアンチ・ドーピング政策の動向を探り、当該政策の現在地について議論した。

この結果、従来の世界アンチ・ドーピング機構のドーピング検査と制裁によるアンチ・ドーピング政策は、効果的に実施されていないことが明らかになった。加えて、我が国においては、国際競技力向上が積極的に推進される先進国のように、意図的ドーピングに対処するための政策が求められていることが示唆された。

Keywords: olympic medals, elite sport, anti-doping, intentional doping, performance enhancing drugs

キーワード：オリンピックメダル、エリートスポーツ、アンチ・ドーピング、意図的ドーピング、パフォーマンス向上薬

---

<sup>1</sup> Olympic Games and Anti-Doping Policies

<sup>2</sup> Mikio Hibino, Faculty of Sport Management

## はじめに

近年、多くの先進国ではオリンピック競技大会におけるメダル獲得は政治的にも、ビジネス的にも重要命題である。本来、オリンピック競技大会とは、メダル獲得による国や民間事業者等のベネフィットのために開催されるものではない。このことは、オリンピック憲章を知る多くの者が認識しているに違いないが、実際は公然とオリンピック競技大会におけるメダル獲得競争は行われ、この現象はますます激化し、世界各地では複雑で悪質なドーピングが起きている。

ドーピングへの対処が一層困難になる中で、アンチ・ドーピング政策は、これまでどのように実施されてきたのか、またその成果や課題は何か。本論では、オリンピック競技大会をめぐる起きているドーピングの撲滅を目指して展開されてきた、アンチ・ドーピング政策の動向を探るとともに、当該政策の現在地について議論することとする。

### 1 なぜ、ドーピングは起きるのか

「より早く、より高く、より強く」、これは周知のとおり、オリンピックのモットーである。競技スポーツでは、勝利・成功が前提となり、このようなモットーで常にベターなものを生み出すことが求められる。すなわち、無限の勝利コードで競技スポーツが推し進められた時に、当然のごとく問題は発生するだろう。

競技スポーツは、無限の勝利コードによってアスリートの身体酷使という危険を伴う本質を持っている。競技スポーツは、勝ち負け、記録、順位付けが明確であり、こうした価値観のもとで、アスリートは勝ち続けることを求められるが、勝者は少数で、勝者もいつまでも勝ち続けられない。これは、当初からわかりきっていることである。しかし、競技スポーツが発展し、競技レベルが上がれば、絶え間のない実践とトレーニングがより

必要になり<sup>1)</sup>、フルタイム・アスリートを生み出すこととなる。フルタイム・アスリートとなれば、生活があることから、経済的な対価が必要となる。そればかりか、アスリート周辺のコーチなども同様に経済的な対価が必要となり、実質プロアスリート、プロコーチなどが出現してくる<sup>2) 3)</sup>。こうした経緯から、競技スポーツでは、多額の投資とリターンが必要となり、そのために様々な人達が関わるようになった。コーチ、トレーナー、競技団体役員、クラブ関係者、そして、マスメディア、スポンサー、政治家など、これらの関係者も勝ちが必要になってきた。

アスリートや競技スポーツの発信力が高く評価されることで、クラブとの契約金や給与、スポンサーとの契約金などは高額化している。マスメディアは、ますます高いレベルのプレーや記録を要求し、観客の競技スポーツに対する期待も一層大きくなっている。マスメディア、スポーツ産業、その他の民間事業者がオリンピックの開催に影響力を持つようになったことも現代のエリートスポーツに深く関わっており、これらの「商業化」はアスリートたちが「より速く、より高く、より強く」なることを追求する原動力の一部であるとの声がある<sup>4)</sup>。

現在は、前述のように先進国ではオリンピック競技大会でのアスリートの活躍が政治的・政策的に進められている。これは、政府が自国のアスリートやチームの国際舞台における活躍による栄光浴を満たすことや<sup>5)</sup>、国際的な名声、外交上の認知、競争イデオロギー、経済効果を求めるためであるといわれている<sup>6)</sup>。このような中で、マスメディア、経済、政治といった取り巻きからの諸要求は次第に大きくなり、無限の勝利コードの絶対化はますます進み、アスリートの身体は限界に達する。こうした時にドーピングが起こる可能性が高まるといわれている<sup>7)</sup>。

ベッテ・シマンク（2001）は、前述のような近代の競技スポーツの動向を対象として、ドーピングの起きる仕組みを社会学的視点から研究してい

る。その結果、競技スポーツを推進すれば、当然ドーピングは起きるものであり、ドーピングを撲滅することは困難であると結論づけている。それでは、このようなドーピングという難題に対して、これまでスポーツ界や政府は、如何なる政策を講じてきたのだろうか。

## 2 国際的アンチ・ドーピング政策の動向

国際的なアンチ・ドーピング活動は、1968年にオリンピック競技大会でドーピング・コントロールが始まって以来、国際オリンピック委員会（以下「IOC」略す）が主体となり実施され、1999年以降は独立した中立なアンチ・ドーピング機関として設立された世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」略す）が主体となり実施されてきた。本章では、IOCやWADAがこれまでどのようなアンチ・ドーピング政策を実施してきたのか、そして、その成果や課題は何かについて議論する。

### (1) IOCによるアンチ・ドーピング政策

スポーツにおけるドーピング事象は、19世紀には既に報告されているが、その後、自転車、サッカーなどをはじめとする様々な競技にドーピングは拡がりをみせ、20世紀には、オリンピック競技大会においてもドーピングが報告されるようになる。このような中、1960年のローマオリンピック競技大会における自転車競技でのドーピング（1名死亡、2名入院）を重く受け止め、IOCは、翌年の1961年、4名の医・科学に通じたIOC委員で構成される「医事委員会」を設置して本格的にアンチ・ドーピング活動に乗り出した。1962年には、IOCは第60回モスクワ総会においてドーピング反対の決議を行っている。1964年、東京でオリンピック競技大会の前に開催された国際スポーツ科学会議では、ドーピングに関する特別会議が開催され、ドーピングの定義やドーピング・コントロールの有効性などについて議論され

た<sup>8)</sup>。1964年の東京オリンピック競技大会期間中には、各国のチームドクターからブランデー IOC会長に要望書が送付され、同年のIOC東京総会では、アスリートのエントリーフォームに「薬物を使用していないこと、必要ならばドーピング検査に応ずる。」という条項を入れることが決定された<sup>8)</sup>。1967年、IOC医事委員会は禁止薬物リストを作成し、翌年の1968年、グルノーブル冬季オリンピック競技大会及びメキシコオリンピック競技大会において、IOCとして正式にオリンピック競技大会におけるドーピング・コントロールを開始することとなった。

その後、1981年には、IOC医事委員会内に「ドーピング生化学小委員会」を設置し、新たな禁止薬物リストの作成を開始するとともに、IOCは世界各国のドーピング分析機関の認定制度を導入して<sup>9)</sup>、分析の質の確保を試みた。1988年、IOCはオタワ（カナダ）において、「第1回スポーツにおけるアンチ・ドーピングに関する常設世界会議」を主催し、国際的な協力のもと、アンチ・ドーピング活動を推進する政策的姿勢を明確にした。同年、IOCは、「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」を採択している。その後、1995年、IOCは、前述の「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」に代わり「IOC医事規程」を新たに制定して<sup>9)</sup>、IOCとしてのドーピング・コントロール体制を確立している。

このように、IOCが主体となり1960年代からアンチ・ドーピング政策に取り組み、オリンピック競技大会におけるドーピング・コントロールの開始、規程の制定、ドーピング分析機関の認定、禁止物質の検出方法の研究などを行ってきた。しかし、IOC認定分析機関の陽性数・率は、1988年以降に一時的に減少したものの、1992年以降には再び上昇しており、新たなドーピング手法が発覚すると、そのための検出方法を開発するということが繰り返され、根本的なドーピングの撲滅には至らなかった。

## (2) WADAによるアンチ・ドーピング政策

前述のとおり、IOCはオリンピック競技大会を中心にアンチ・ドーピング政策を実施してきた。しかし、各国際競技連盟（以下「IF」と略す）においては、世界選手権大会などの競技大会では独自の基準により、ドーピング・コントロールを実施するなど、IOCとは異なる取組が見られた。また、イタリア、オーストラリアなどは、国独自に薬物・ドーピングに関する国内法令を有するなど、国、競技団体、競技大会がそれぞれ異なった基準によるドーピング・コントロールを実施することになり、アスリートやコーチなどに混乱や不公平感を招く事態も見られていた<sup>9)</sup>。このような中、1998年、自転車競技のツールド・フランス大会において、エリスロポエチン（以下「EPO」と略す）によるドーピング規則違反者が発生して逮捕者が続出した。この事態を重く受け止めたIOCは、1999年、ドーピング撲滅のための独立したアンチ・ドーピング機関を設置することについて検討を始めている<sup>9)</sup>。同年2月、ローザンヌにおいて、IOC主催により、政府関係者、スポーツ関係者など全ての関係者を一堂に会した「スポーツにおけるドーピング世界会議」が開催された。同会議では、世界中の全ての関係者が一丸となって、ドーピングに対する闘いに取り組むとの「スポーツにおけるドーピングに関するローザンヌ宣言」を採択している<sup>10)</sup>。「ローザンヌ宣言」では、教育・予防及びアスリートの権利、規程、罰則などについて宣言されたが、アスリートやコーチなどの不公平感や不透明感を払拭する独立した中立の第三者機関として国際的アンチ・ドーピング機関を設置する必要性についても盛り込まれた。具体的には、①2000年のシドニーオリンピック競技大会までに完全に機能する独立した国際的なアンチ・ドーピング機関を設置、②全ての関係する団体により目標を実現するため必要な様々なプログラムを調整、③オリンピック・ムーブメントは、この機関に対して2,500万UCドルを配分するとされている<sup>10)</sup>。この「ローザンヌ宣言」を受けて、

IOCは、組織の当初の運営に必要な財源を準備し、同年11月、WADAをローザンヌに設立した。2000年5月には、スイス民法に基づく非営利法人として正式に認可されている。

WADAは、世界各国のドーピング根絶と公正なアンチ・ドーピング活動を促進するため、アンチ・ドーピングに関する標準化と調和を基本的な理念として設立された。WADAは、スポーツ界側と各国政府側との協調によりIOCからも独立した国際的な組織として、国際的なドーピング検査基準や違反に対する制裁手続きの統一や禁止リストの作成などを行う役割を担っている<sup>11)</sup>。WADAの本部は、1999年創設以来、2002年3月まで暫定的にローザンヌに設置されていたが、2002年4月、恒久的な本部としてモンリオール（カナダ）に移り本格的に稼働している。本部以外には、世界のアンチ・ドーピング活動をリアルタイムでカバーするために地域オフィスを世界の各大陸に設置している。ヨーロッパ地域はローザンヌ（スイス）、アジア・オセアニア地域は東京（日本）、アフリカ地域はケープタウン（南アフリカ）、中南米地域はモンテビデオ（ウルグアイ）にそれぞれ地域オフィスが設置され、北米地域の本部を含め、世界5大陸全てをカバーするWADAの国際的アンチ・ドーピング体制が構築された。WADAの理事は、①世界の各地域（5大陸）から公平な形で選出された各国政府機関代表、②オリンピック・ムーブメント（IOC、IF、国内オリンピック委員会、アスリートなど）代表により構成されており、それぞれ同数の理事が就任している。WADAの組織には、最高意思決定機関としての理事会と各国政府側とオリンピック・ムーブメント側代表それぞれで構成される常任理事会がある。会長は、オリンピック・ムーブメント側と政府側の代表が交互に就任することで合意されている。WADAでは戦略計画が策定され、検査、科学、教育、規程、法務の各部門の活動が行われている。

(3) 国際連合教育科学文化機関「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」の採択・発効

前述のとおり、1999年からはWADAが国際的アンチ・ドーピング政策を担ってきた。一方、政府機関としても、1963年以来、欧州地域においては欧州評議会がアンチ・ドーピング政策を積極的に推進してきた。欧州評議会は、1989年11月にはアンチ・ドーピング条約を採択し、ヨーロッパ諸国の多くの国が同条約を締結している。

これに加えて、国際連合教育科学文化機関（以下「UNESCO」と略す）を中心とする動きも見られた。WADAは、スポーツ界側と各国政府側とが協調して設立された組織である。しかし、WADAが策定した世界統一規程である世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA規程」と略す）では、各国政府の履行義務は規定されていない。これは、WADAはスイス民法に基づく民間法人であることから、民間団体のWADAが策定した規程であるWADA規程に各国政府が履行義務を負うことができないからである。このため、WADA規程の精神を受け継いだ国際規約を策定し、この国際規約を各国政府が締結することによりWADA規程と同様の趣旨を持ったアンチ・ドーピング政策を各国政府も担うようにした。この国際規約の策定を担ったのがUNESCOであり、約2年間の作業期間を経てUNESCO「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」（以下「UNESCO国際規約」と略す）は、2005年に第33回UNESCO総会において満場一致で採択されている。同国際規約は、締約国が30か国に達した日の翌々月の第一日目に発効することが規定されており、2007年2月1日に発効されている<sup>10)</sup>。これにより、スポーツ界のみならず各国政府も含めて世界中でアンチ・ドーピング政策が推進される体制が整備されたことになる。

(4) 国際的アンチ・ドーピング政策における課題

WADA規程は、2004年に発行されて以来3回

の改訂が行われてきた。WADA規程の改訂は、世界中のスポーツ関係団体や政府などからのコメントを聴取して行われる。したがって、WADA規程の改訂には、その時点でのアンチ・ドーピング政策の課題がクローズアップされる。直近のWADA規程である2015年版<sup>12)</sup>と2021年版<sup>13)</sup>に目を向けると、まず、WADA規程2015年版では、第1に、制裁措置として、意図的ドーピングを行った場合は、「4年間の資格停止が課せられる可能性がある」と規定されていたこれまでの規定から、2015年版では「4年間」と厳格に示された。第2に、アスリートのドーピングに対し、支援、共謀など、共犯関係にあるコーチなどのサポートスタッフはアンチ・ドーピング規則違反とされた。第3に、アンチ・ドーピング規則違反をしたコーチなどのサポートスタッフと関係を有するアスリートはアンチ・ドーピング規則違反とされた。第4に、時効を8年から10年へ延長し、10年前まで遡り、検査・制裁を可能とした。第5に、各国政府に対し、ドーピング防止機関が公的機関からドーピング捜査に必要な情報を得られるよう、法律、規則、政策等を整備するよう求めることが規定された。

次にWADA規程2021年版での改訂について見てみると、第1に、ドーピングに関する通報の阻止や通報に対する報復をアンチ・ドーピング規則違反とした。第2に、アンチ・ドーピング規則違反に加重事情が存在する場合、制裁期間が最大2年間加重されることになった。第3に、複数回のアンチ・ドーピング規則違反や悪質な違反以外にも、標準の制裁期間の上限が永久まで引き上げられた。第4に、アスリートはアンチ・ドーピング機関に求められた場合、自身のコーチなどのサポートスタッフの身分を開示することになった。

前述のWADA規程の主要な改訂からは、従来の尿や血液採取によるドーピング検査では摘発が困難なアンチ・ドーピング規則違反への対処を強化し、さらには、制裁自体を強めていることや制裁の対象範囲をサポートスタッフまで拡大してい

ることが見て取れる。世界各地で起きているドーピングが一層悪質になっていることや、アスリート以外のコーチ、ドクター、競技団体関係者などが関係するドーピングが起きるなど、ドーピングの構造が複雑になってきていることがその要因と考えられる。

ドーピング・コントロールは、禁止物質・方法を指定し、これらの使用をドーピング検査で確認することが前提とされている。しかし、そもそも、この仕組み自体がドーピングを助長しているとの指摘もある<sup>14)</sup>。禁止物質と方法を列挙したリストができたことは、当該リストに掲載されていない物質と方法を使えばパフォーマンスの向上ができることを明確にしたことになる。実際には、アスリートはアンチ・ドーピング規則違反の対象ではない効果のある薬物などを使うことが可能である。このようなドーピング・コントロールには、重大な欠陥があるといわれている<sup>14)</sup>。

さらに、ドーピングの悪質で組織的な手口が増加したことや各規程・基準・手続き等がWADA規程の改定のために厳格で複雑になったことなどで訴訟案件が増加し、WADAの訴訟に係る費用負担が増加しているといった問題も指摘できる。2006年ツール・ド・フランスで出場停止処分を受けたフロイド・ランディスとの訴訟でWADAは130万ドルを費やしたが、2008年のWADAの総予算は2,650万UDであった<sup>1)</sup>。当該事象のように著名でビジネス的価値の高いアスリートの訴訟がひとたび起きれば、WADAの財政的負担は大きなものとなる。このように、現在のドーピング検査と制裁を強化するといったWADAのアンチ・ドーピング政策は、効果的に働いているとはいえず、むしろドーピング検査や訴訟費用を増加させWADA自体の運営においても危機を招いている。

2014年には、ロシアの組織的ドーピングが起きた。ロシアの競技団体、国内アンチ・ドーピング機関、分析機関が癒着するとともに、ロシアスポーツ省やロシアの治安機関である連邦保安局の

職員も関わり、組織的不正を繰り返した。WADAは、30以上の競技の1,000人以上のアスリートが関与していたと報告している<sup>15)</sup>。これまでWADAが世界中のWADA規程の署名当事者やUNESCO国際規約の締約国とつくりあげてきたアンチ・ドーピングの枠組みは、ロシアの大規模で組織ぐるみのドーピングによって、その実効性を問われることとなった。

### 3 我が国のアンチ・ドーピング政策の動向

日本のアンチ・ドーピング活動は、1972年札幌冬季オリンピック競技大会でドーピング検査が実施されることが決定したことに始まる。1960年代から日本体育協会（現、日本スポーツ協会）及び日本オリンピック委員会（以下「JOC」と略す）が主体になり取り組み、2000年以降は国内アンチ・ドーピング機関として設立された日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が政府と協力しアンチ・ドーピング政策を実施してきた。本章では、我が国のアンチ・ドーピング政策の動向を探り、現在の成果と課題を議論したい。

#### (1) 日本体育協会及びJOCによるアンチ・ドーピング政策

IOCが1968年グルノーブル冬季オリンピック・メキシコオリンピック競技大会からオリンピック競技大会でのドーピング検査を開始することを決定したことにより、日本でも1972年札幌冬季オリンピック競技大会でドーピング検査が実施されることになった。このため、1965年から1972年まで日本体育協会に「ドーピング研究小委員会」が設置されて必要な準備が進められた。1972年札幌冬季オリンピック競技大会では、日本で初めてのドーピング検査が実施されている。その後、1988年には日本体育協会にスポーツ科学委員会の下部組織として「アンチ・ドーピング対策班」が設置され、同対策班に付随する組織として「ドーピング・データ・ベース作成班」も同時に設置さ

れている<sup>8)</sup>。JOCは、1991年に選手強化本部の科学・情報専門委員会に医事対策班を設置してドーピング対策をスタートさせたが、同年10月には、同委員会に医事・科学プロジェクトを組織し、その中にアンチ・ドーピング対策班を設置した。1995年には更に理事会直結のアンチ・ドーピング委員会を創設している。JOCは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会などの国際競技大会に向けて編成している日本選手団に派遣前のドーピング検査を実施し、アンチ・ドーピングの啓発を行ってきた。この他、選手・指導者に対して、さらには全国の高校生に対しても教育・啓発ビデオを配布している<sup>9)</sup>。以上の日本体育協会とJOCの取組を踏まえて1993年には両団体の合同アンチ・ドーピング対策班会議が設置されている<sup>10)</sup>。このようにして、日本のスポーツ界のアンチ・ドーピング活動は政策的に動き出した。

日本では、1985年のユニバーシアード神戸大会を契機に、IOC認定分析機関（株式会社三菱メディカルサイエンス、2007年からは三菱化学メディエンスに移管。）が設置され、日本体育協会、JOC、国内競技団体（以下「NF」と略す）などによって日本のアスリートを対象としたドーピング検査が実施されてきた。競技会検査は、1986年からパワーリフティング、ボディービルなど一部の団体から始まり、競技会外検査については、国際競技大会の前に実施する事前検査と、事前通告をしない、いわゆる抜き打ち検査として実施されていた。

アンチ・ドーピング体制に関する協議会は、我が国にIOC認定分析機関が設置された1985年以降のドーピングの現状について、1998年時点で、「世界のドーピング先進国に類似するような高い陽性率をみる例もあったが、全体的には、IOCの医事委員会が報告している認定分析機関の統計資料にみる平均的陽性率より、低めの状態にあると言える」と見解を示している。しかし、同協議会は「日本体育協会の国体アスリートを対象とす

るアンケート調査結果、JOCのオリンピック強化指定選手及びその指導者を対象としたアンケート調査結果から日本のアスリートにおいても世界のスポーツ界と同様にドーピングが行われている可能性が推測され、ドーピング検査を含むアンチ・ドーピング活動の積極的な推進が望まれる。」<sup>8)</sup>といったドーピングの可能性とその政策の必要性にも言及しており、当時の政策課題を浮き彫りにしている。

## (2) JADA 設立後のアンチ・ドーピング政策

1996年、アトランタオリンピック競技大会の直前にIOC医事委員会のメロッド委員長から名指して日本のドーピング検査数が極端に少ないということが指摘され、このコメントは世界中に報道されることとなった<sup>16)</sup>。このため、同年、国内アンチ・ドーピング機関の必要性について検討するためにアンチ・ドーピング体制に関する協議会が設立され、1998年同協議会は「日本におけるアンチ・ドーピング体制について」との提言を取りまとめる。2000年には日本アンチ・ドーピング機構設置準備室が設置され、2001年にJOC、日本体育協会などの支援により財団法人としてJADAが設立された。2012年には公益財団法人として認可されJADAは、「スポーツの価値の保全及び向上のため、アンチ・ドーピング活動を推進し、全てのアスリートが公正・公平な条件のもとに競技に取り組むことができる環境を整え、もってスポーツの振興及び健全な発展を図ることを目的とする。」として、教育啓発活動、ドーピング検査、調査研究活動、ドーピング検査員の養成事業等を担うこととされた<sup>17)</sup>。その後、JADAは、前述の国内アンチ・ドーピング機関としての基幹的事業の他に、独自の事業も展開している。例えば、アンチ・ドーピングに関する知識を有する薬剤師である公認スポーツファーマシストの養成、アスリート自身が使用する薬剤の成分が禁止物質や方法に該当するか否かを検索できる使用可能薬判定システム（Global Drug Reference

Online)の整備, サプリメント等に禁止物質が使用されていないことを証明する認証制度などの事業を実施してきた<sup>18)</sup>.

### (3) 政府のアンチ・ドーピング政策

一方, 政府としてもアンチ・ドーピング政策に積極的に取り組んでいる。前述のとおり, 1999年にはIOC自らがIOCから独立した中立のアンチ・ドーピング機関の設立を表明した。他方, 政府側も当時オーストラリア政府を中心にしながらカナダ, ノルウェー, 日本の各政府は公的な第三者機関を設立することの必要性を指摘し, 新たなドーピング防止機関の設立を提起している<sup>19)</sup>。その後, 日本政府は, 同年に開催された各国政府による「スポーツにおける薬物使用に関する国際サミット」で採択された提言である「シドニー・コミュニケ」により設置されることとなった「国際政府間諮問グループ」にも参画し, WADAの設立をはじめとする国際的アンチ・ドーピング活動に貢献した<sup>10)</sup>。

加えて, 日本政府は1999年のWADA設立当初からアジア地域を代表する常任理事国に就任し, WADAの運営及びアジア地域のアンチ・ドーピング活動の推進に深く関与している。2005年には日本政府の提案でアジア地域において初めて「アジア地域アンチ・ドーピングに関する政府間会合」が東京で開催され, 同政府間会合は現在も定例的に開催されており, アジア地域における重要な会合となっている。2007年には, 同じく日本政府の提案で「アジア地域スポーツ大臣級会合」が大阪で開催された。同大臣級会合は, アジア諸国のアンチ・ドーピング活動の共通理解の促進に寄与したと評価されている。このように, 日本のイニシアティブによりアジア地域におけるアンチ・ドーピング活動が展開されてきた。

前述のとおり, アンチ・ドーピング活動は, スポーツ界だけで推進することは困難であることから, 2005年に第33回UNESCO総会においてUNESCO国際規約が採択され, 2007年に発効さ

れている<sup>10)</sup>。日本政府も2006年に同国際規約を締結している。これを踏まえて, 文部科学省は同国際規約を履行するために2007年に「スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン」を策定した<sup>10)</sup>。同ガイドラインにより文部科学省はJADAを国内アンチ・ドーピング機関として指定するとともに, スポーツ団体及び都道府県に対して同国際規約の当事者としての役割等を示している。これらを受けてJADAは2007年に, 旧来の日本アンチ・ドーピング規程を改訂し, 日本ドーピング防止規程を策定した。

その後, 2020年東京オリンピック開催決定を受け, 必要なアンチ・ドーピング体制を整備するために, 2018年に「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が施行され, 2019年には, 同法の規定に基づく「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が施行された(これに伴い, 「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」は廃止された)。このようにして, 現在の我が国のアンチ・ドーピング政策を推進する体制は構築されてきた。

以上のようにして, 我が国では国内のアンチ・ドーピング政策を推進する体制が整備されるとともに, 我が国はWADAのアンチ・ドーピング活動へ貢献し, アジア地域ではリーダーシップを発揮する立場となった。

### (4) 我が国のアンチ・ドーピング政策における課題

我が国では, オリンピック競技大会でメダル獲得を目指す先進国と比較するとアンチ・ドーピング規則違反数は少ない状況にあり<sup>20)</sup>, JADA設立以前とは異なり, 現在は関係者に我が国で起きているドーピングの多くは意図的ではない, いわゆるうっかりドーピングであるとの見解がある<sup>21)</sup>。日本政府も, これまで同様の認識を持ってきた。その認識は, 2005年のUNESCO国際規約の締結に伴う同国際規約の担保措置の検討におけ



る政府見解から見る事ができる。日本政府は、国内ではアンチ・ドーピング規則違反が少なく、特に意図的な違反はほとんどないとの見解を示し、このため我が国でのアンチ・ドーピングに係る立法措置は必要ないとの結論を出している<sup>18)</sup>。

このようなことから、我が国では、先にも述べた、公認スポーツファーマシストの養成、アスリートが使用する使用可能薬判定システム（Global Drug Reference Online）の整備、サプリメント等の認証制度やアンチ・ドーピング規則や手続きなどの知識伝達を中心とした研修会などの実施、すなわち、うっかりドーピング対策を中心としたアンチ・ドーピング政策を実施してきたのである<sup>18)</sup>。

しかし、近年のアンチ・ドーピング規則違反には、意図的ドーピングと疑われる事象が散見される。従来の違反に見られた風邪薬に含まれるような禁止物質だけではなく、蛋白同化剤、ホルモン調整剤、EPOなどの競技力向上に直接効果を有する禁止物質の使用も見られるようになってきた<sup>22) 23) 24)</sup>。加えて、国内のアンチ・ドーピング研究においては、日本のアスリートのアンチ・ドーピング規則違反を対象とした事例分析から意図的ドーピングと判断される事例を報告した研究<sup>25)</sup>や、アスリートが自身の意図的ドーピングの経験を報告した研究<sup>26)</sup>も見られ、国内アスリートの意図的ドーピングの危険性を示唆している。

我が国の政府やアンチ・ドーピング機関等は、アンチ・ドーピング政策を積極的に推進してきた。前述のとおり、日本政府は、WADAの設立に関与するとともに、アジア地域におけるアンチ・ドーピング活動を主導してきた。加えて、このような国際的政策のみならず、我が国独自の施策・事業も展開している。とりわけ、アンチ・ドーピングの基礎知識の習得や相談・確認体制の整備などは、意図的でなくうっかりドーピングの防止に一定の役割を果たしてきたと考えられる。

しかし、近年アンチ・ドーピング規則違反の内容が変化してきた。加えて、日本政府は2020年

東京オリンピック競技大会後も国際競技力向上を積極的に推進する方針を示している<sup>27)</sup>。こうした背景を踏まえると、我が国において意図的ドーピングに対応する政策が未だ着手されていないことは重要な政策上の課題であり、我が国のアンチ・ドーピング政策が転換を迫られていることは明らかである。

## おわりに

本論では、ドーピング撲滅に向けたアンチ・ドーピング政策の動向とその現在地について議論した。従来のWADAのドーピング検査と制裁による抑止政策が限界を露呈する中であっても、これを是正するアンチ・ドーピング政策は見出せていない。我が国においては、国際競技力向上が積極的に推進される先進国のように意図的ドーピングへの対処といった政策課題を抱え込んだといえる。

現行の禁止リストを提示してドーピングを防止しようとする手法では、禁止する物質や方法のリスト化が既に出現した物質や方法を受けて行われるため、原理的に常に後手にまわる。しかも、これらの物質は分析で証明できてはじめて禁止できる。つまり、ドーピングの対応は常に科学的には後追いに成らざるを得ない。このような問題に加えて、近年は遺伝子ドーピングまでもが危惧されており、これらへの対処はさらに困難を要するであろう。冒頭で触れたベッテ・シマンク（2001）の「ドーピングを撲滅することは困難である」との結論は、さらに信憑性を増しているといえる。オリンピックとドーピングの関係を断ち切ることは、難儀なことには間違いない。

## 参考文献

- 1) アイヴァン・ヴォディングトン、アンディ・スミス：大平章ほか訳。（2014）スポーツと薬物の社会学－現状とその歴史的背景。彩流社。

- 2) 石井克. (2016) 「アスリート」という用語に表出される 新たなスポーツ観の特徴 1990 年代の読売新聞と朝日新聞の事例を手がかりに. *スポーツ史研究*, 29: 67-82.
- 3) 和久貴洋. (2016) スポーツ・インテリジェンス - 競争優位性を生むための情報とその活用. *情報システム学会誌*, 11 (2) : 54-62.
- 4) Beamish, R., and Ritchie, I. (2006) *Fastest, highest, strongest: A critique of high-performance sport*. *Routledge*.
- 5) Bloyce, D., and Smith, A. (2010) Elite sports development: Promoting international success. In D. Bloyce & A. Smith (Eds.) , *Sport Policy and Development: An Introduction: 132-156*, *Routledge*.
- 6) Houlihan, B., and Green, M. (2008) Comparative Elite Sport Development: Systems, Structures and Public Policy. *Butterworth-Heinemann*.
- 7) カール・ハインリッヒ・ベッテ, ウヴェ・シマンク : 木村真知子訳. (2001) *ドーピングの社会学 - 近代競技スポーツの臨界点 -*. 不味堂出版.
- 8) アンチ・ドーピング体制に関する協議会. (1998) 我が国におけるアンチ・ドーピング体制について - 提言. アンチ・ドーピング体制に関する協議会.
- 9) 森岡裕策, 2005, アンチ・ドーピング活動における国際的動向にかかわる要因に関する研究, 筑波大学
- 10) 文部科学省. (2008) *ドーピング防止活動関係資料集*. 文部科学省.
- 11) World Anti-Doping Agency. (2014) *WADA BROCHURE*. World Anti-Doping Agency, <https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com/resources/files/wada-brochure-en-fr-sp.pdf> (2023年3月13日閲覧).
- 12) World Anti-Doping Agency. (2015) *World Anti-Doping Code 2015*, <https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/wada-2015-world-anti-doping-code.pdf> (2023年3月13日閲覧).
- 13) World Anti-Doping Agency. (2021) *World Anti-Doping Code 2021*, [https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2021\\_wada\\_code.pdf](https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/2021_wada_code.pdf) (2023年3月13日閲覧).
- 14) ジャン＝ノエル・ミサ, パスカル・ヌーヴェル : 橋本一径訳. (2017) *ドーピングの哲学: タブー視からの脱却*. 新曜社.
- 15) McLaren, R. H. (2016) *WADA investigation of Sochi allegations*. World Anti-Doping Agency.
- 16) 河野一郎. (2003) 日本アンチ・ドーピング機構設立. *臨床スポーツ医学*(2):145-150. 文光堂.
- 17) 日本アンチ・ドーピング機構. (2012) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構定款. [http://www.playtruejapan.org/downloads/disclosure/JADA\\_article\\_120622.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/disclosure/JADA_article_120622.pdf) (2023年3月13日閲覧).
- 18) 日比野幹生, 舟橋弘晃. (2018) ユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の国内実施, *体育・スポーツ政策研究*, 27 (1) : 47-62.
- 19) 浅川伸, 小林大祐, 平井千貴, 河野一郎. (2007) *ドーピング防止活動にかかわる国内外の動向 (特集 アンチ・ドーピング活動とスポーツ)*. *体育の科学*, 57 (11) : 801-806.
- 20) World Anti-Doping Agency. (2021) *2019 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report*. World Anti-Doping Agency, [https://www.wada-ama.org/sites/default/files/2022-01/2019\\_adrv\\_report\\_external\\_final\\_12\\_december\\_2021\\_0\\_0.pdf](https://www.wada-ama.org/sites/default/files/2022-01/2019_adrv_report_external_final_12_december_2021_0_0.pdf) (2023年3月13日閲覧).
- 21) 浅川伸. (2011) わが国におけるドーピング違反事例の実情と対策. *YAKUGAKU ZASSHI*, 131 (12) : 1755-1756.

- <sup>22)</sup> 日本アンチ・ドーピング機構．(2014) ドーピング防止規律パネル決定告．[https://www.playtruejapan.org/downloads/disciplinary\\_panel/H26\\_disciplinary\\_results.pdf](https://www.playtruejapan.org/downloads/disciplinary_panel/H26_disciplinary_results.pdf) (2023年3月13日閲覧)．
- <sup>23)</sup> 日本アンチ・ドーピング機構．(2017) ドーピング防止規律パネル決定告．[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/result\\_h29\\_20190621.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/result_h29_20190621.pdf) (2023年3月13日閲覧)．
- <sup>24)</sup> 日本アンチ・ドーピング機構．(2018) ドーピング防止規律パネル決定告．[https://www.playtruejapan.org/entry\\_img/ADRV\\_result\\_2018H30\\_20201105.pdf](https://www.playtruejapan.org/entry_img/ADRV_result_2018H30_20201105.pdf) (2023年3月13日閲覧)．
- <sup>25)</sup> 鈴木智弓，赤間高雄．(2017)．アンチ・ドーピングの教育活動とドーピングの事例分析．*体育の科学*，67 (2) : 106-110.
- <sup>26)</sup> 日比野幹生，舟橋弘晃，石井隆憲．(2020)．ドーピングの誘発要因に対するエリートアスリートの認識に関する質的研究．*体育学研究*，65: 107-123.
- <sup>27)</sup> スポーツ庁．(2021) 持続可能な国際競技力向上プラン．[https://www.mext.go.jp/sports/content/20211227\\_spt\\_kyosport\\_300000861\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20211227_spt_kyosport_300000861_2.pdf) (2023年3月13日閲覧)．

(受理日：2023年3月31日)